主 文

本件上告を棄却する。

理 由

Aの上告趣意(後記)第一、二点は単なる訴訟法違反の主張であり同第三点は量 刑不当の主張であつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精 査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月七日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官